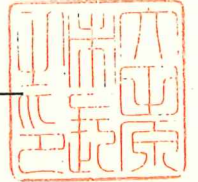




大上第90号  
令和6年7月1日

大田原市下水道使用料等審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲



適正な大田原市下水道使用料の在り方について（諮問）

大田原市下水道使用料等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

適正な下水道使用料の在り方について

2 諮問の趣旨

本市の下水道事業は、昭和58年に供用開始となりました流域公共下水道事業をはじめとして、複数の事業を推進してまいりましたが、開始から40年以上が経過しており管渠や処理施設の老朽化が進んできております。一方で、人口減少や節水意識の高まりにより、水需要は減少傾向にあるため使用料収入の減少が見込まれております。

現在の本市の使用料体系では、本来使用料で賄うべき費用のすべてを賄いきれず、その不足分は一般会計からの繰入金に依存しております。このような状況は、公営企業の原則であります独立採算の原則及び受益者負担の原則にあてはまらないものであります。

また、前回の平成26年度下水道使用料等審議会の開催から10年目となりますが、社会情勢は大きく変化し、燃料価格の高騰や国からの支援体制の在り方などが下水道事業に大きな影響を与えてきております。

つきましては、下水道使用者からの適正な費用負担を確保し、経営の健全性を図るために、適正な下水道使用料の在り方について審議をいただきたく諮問いたします。